

地質汚染診断士規約の変更について（2024.11.8 改定）

【変更箇所】

第9条） 地質汚染診断士試験の頻度について、「年1回以上」との定めを「必要に応じて実行」することに変更。

第10条） 試験合否判定委員の委嘱について、「理事会に諮り」との定めを、理事会に諮らずとも理事長が委嘱できるように変更。

第16条第4項） 放射能地質汚染診断士登録証の登録内容が記載されていなかったのを追加。

第31条第2項） 資格の更新審査委員の委嘱について、「理事会に諮り」との定めを、理事会に諮らずとも理事長が委嘱できるように変更。